



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

ファンドは、ESGを投資対象選定の主要な要素とする「ESG投信」です。

※SOMPOアセットマネジメントでは、ESGポジティブ・スクリーニングの手法を使っている運用商品を「ESG投信」としています。ESGポジティブ・スクリーニングとは、調査対象とする企業をESGの観点から評価し、評価の高い企業を投資候補銘柄として選定する手法です。

当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の結果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOTレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★「ネイチャーポジティブ宣言」の呼びかけ

2023年10月、2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）は企業、地方公共団体、NGO等をはじめとするさまざまなステークホルダーに“ネイチャーポジティブを目指す宣言”の発出を呼びかけることを公表しました。「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味し、2030年までにネイチャーポジティブを実現することが、2022年12月に開催されたCOP15において新たな国際目標として明確化されています。ネイチャーポジティブの実現には多様なステークホルダーの実践・協力・協業が必要とされており、「宣言」の発出・登録を呼びかけることを通じて、目標達成に向け前進していくことが期待されます。

出典：環境省、ネイチャーポジティブ宣言の呼びかけ

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/naturepositive/promotion/>（アクセス日：2023年11月16日）

★GGX×TCFDサミット2023が開催されました

経済産業省は、10月2日、世界のグリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現について議論する「国際GX会合（GGX）」とTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言について先進的に取り組む世界の企業や金融機関等のリーダーを集めた「TCFDサミット」の両イベントを統合し、「GGX×TCFDサミット2023」を開催しました。本会合では、GXの実現、気候関連情報開示の在り方、トランジション・ファイナンスの推進について、産業界、金融界、政府、国際機関を交え、各テーマで排出削減と経済成長を両立するための国際的なルールメイクをリードする考えのもと、今後の必要な取り組みについて議論が行われました。

出典：経済産業省、GGX×TCFDサミット2023を開催しました

<https://www.meti.go.jp/press/2023/10/20231011003/20231011003.html>（アクセス日：2023年11月16日）



脱炭素社会実現に向けて導入が進むカーボンプライシング

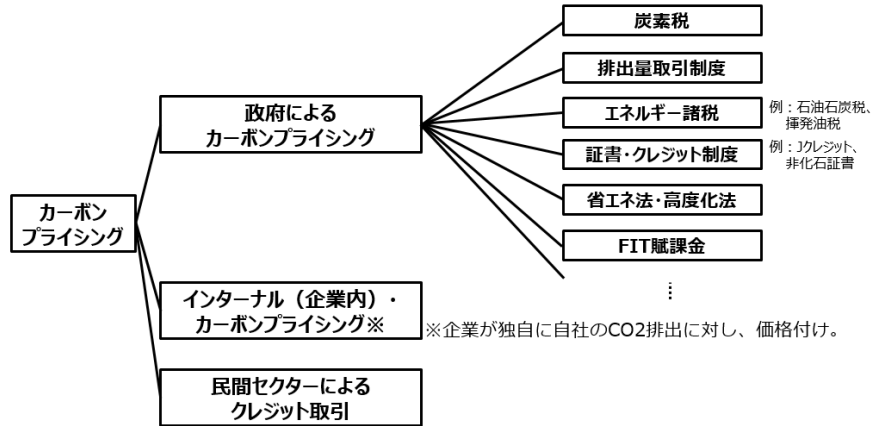
カーボンプライシングとは？

カーボンプライシングとは、CO2排出者の行動を変容させるために、排出するCO2に価格を付ける政策であり、さまざまな手法があります。例えば、政府によるカーボンプライシングには以下のようなものがあります。

- ・炭素税： 企業等が燃料や電気を使用して排出したCO2に対して課税する
- ・排出量取引制度： 企業ごとにCO2排出量の上限を決め、それを上回る企業と下回る企業との間で排出量を取引する
- ・クレジット取引： CO2の削減を“価値”とみなして証書化し、売買する

また、企業が行う「インターナショナル・カーボンプライシング」は、自社のCO2排出を抑えるためにCO2に独自の価格付けをして投資判断等に活用するものです。

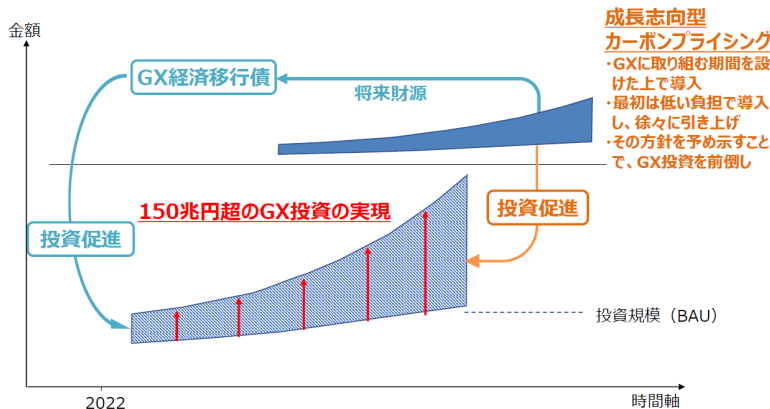
カーボンプライシングによってCO2排出者の行動が変容すれば排出量削減につながる一方、CO2排出のコストが増えれば、日本企業の国際競争力の低下、CO2排出規制の緩やかな国への生産拠点や投資先の移転といった恐れもあり、積極的に取り組む企業にはインセンティブを与える等、バランスの取れた制度を設計することが重要です。



日本政府による「成長志向型カーボンプライシング構想」

日本政府は、脱炭素とエネルギーの安定供給を両立させて経済成長を達成する「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」の実現に向け、「成長志向型カーボンプライシング構想」を打ち出し、規制と支援を一体化した投資促進策を示しています。

具体的には、2023年4月から試行的に開始している「排出量取引制度」を2026年度頃から本格稼働させます。また、発電事業者にCO2排出量に応じた排出枠の調達を義務付けて、排出枠の「有償オークション」（特定事業者負担金）を2033年度頃に導入し、排出枠の比率を段階的に上げます。さらに、化石燃料の輸入事業者等に対し、CO2排出量に応じた「化石燃料賦課金」を2028年度頃に導入し、負担を段階的に上げることとしています。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁「脱炭素に向けて各国が取り組む『カーボンプライシング』とは？」、
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoo/carbon_pricing.html（アクセス日：2023年11月21日）
経済産業省 資源エネルギー庁「『GX実現』に向けた日本のエネルギー政策（後編）脱炭素も経済成長も実現する方策とは」、
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoo/gx_Q2.html（アクセス日：2023年11月21日）

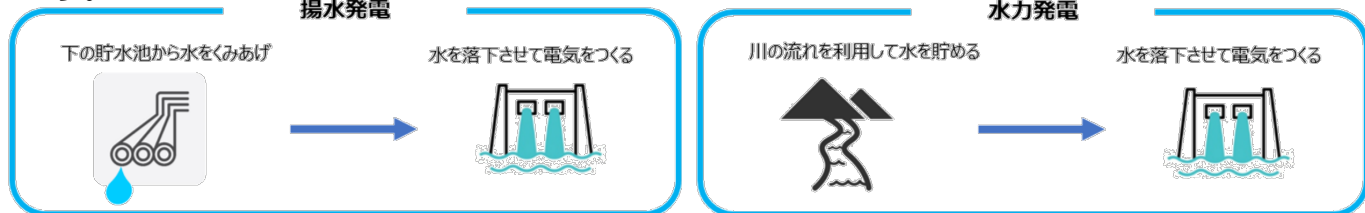


再エネの導入促進で注目を集める「揚水発電」とは

日本政府が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素電源として重要な再生可能エネルギーは、天候に左右されやすいため、発電量のコントロールが難しいという特徴を持っています。そこで蓄電池としての役割を有し、電力供給の安定に資する「揚水発電」が注目されています。

揚水発電とは

揚水発電とは、汲み上げた水を落下させることで発電する方式の電源で、ダムによる水力発電との違いは、水を汲み上げる必要がある点にあります。2022年時点において、日本では合計約2,700万kW（発電量全体の約1.3%）の発電出力があり、これは世界第2位の規模です。



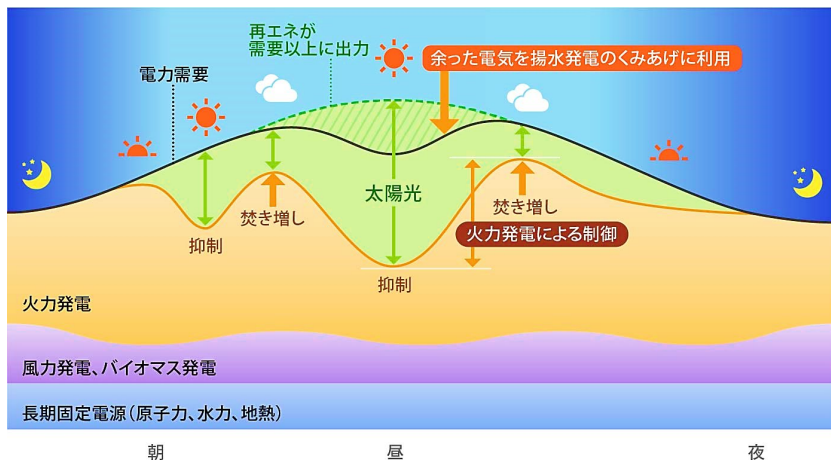
揚水発電の役割

揚水発電は、ダムに水を汲み上げる際に電気を使用するために、再エネが必要以上に発電し電気が余った時に水を汲み上げ、電気が足りなくなった時の発電に使われることから、再エネの電気を蓄えて必要な時に供給する「蓄電池」の役割を果たします。

また、電力需要が低い時間（夜間）に水を汲み上げ、需要ピーク時（昼間）に発電して電気を追加的に提供することを可能とすること等から、電力を“移動”させて安定供給をサポートする役割も有します。

一方で、カーボンニュートラルの実現に向け重要な役割をになう揚水発電には、水の汲み上げ時に約3割のエネルギーロスが発生することから、汲み上げ時に使った電気料金の1.4倍以上の価格で電気を売らなければ、費用を回収できないという課題があります。

そこで日本政府は、揚水発電の維持・強化を進めるべく、「揚水発電の運用高度化および導入支援補助金」を実施するといった支援の取り組み等を進めています。揚水発電は日本の電力ネットワークに必須の電源として期待されています。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁「電力のピンチを救え！大活躍する「揚水発電」の役割とは？」、
<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/ijohoteikyo/yousuihatuden.html>（アクセス日：2023年11月20日）
経済産業省「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」、
https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf（アクセス日：2023年11月20日）



気になるECOWORD

(出所：各種資料をもとに SOMPOリスクマネジメント作成)

PFAS

PFAS（ピーファス）とは人工的に合成された有機フッ素化合物群の総称であり、1万種類以上の物質があるとされています。その中には撥水・撥油性や熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使用されてきましたが、環境中で分解されにくく生物の体内に蓄積しやすい性質があるため、人の健康の保護の観点から国際的な規制対象物質とされています。日本でも製造・輸入等を原則禁止し、水質管理目標設定項目に位置付けて暫定目標値を50ng (0.00005mg) /Lと定めています。しかし、これを超過する事例も確認されており、この目標値については、PFASの評価情報の収集や検出状況の把握を進めるとともに国際的な動向等を踏まえ、最新の科学的知見に基づいて引き続き検討していくこととしています。

CDR(二酸化炭素除去)

CDR (Carbon Dioxide Removal) は大気中のCO2を除去することであり、2050年カーボンニュートラルの達成はCO2排出量の削減だけでは難しく、排出分と同量のCO2を大気中から除去して差引ゼロを目指す方法が検討されています。CDRを可能にする「ネガティブエミッション技術 (NETs)」には「自然プロセスを人為的に加速させる手法」と「工学的プロセス」があり、前者としては「植林」「海洋のCO2吸収促進」「岩石の人工的風化吸収」等があります。後者としては、CO2を大気中から直接分離・回収するDAC技術と地中に貯留するCCS技術を組み合わせた「DACCS」等があり、長期のCO2固定が期待されるとともに除去効果の検証が容易なため注目され、DACCS事業者からCDR由来のカーボンクレジットを購入する動きも出てきました。2023年4月開催のG7気候・エネルギー・環境大臣会合では、CDRはネットゼロを目指すうえで不可欠であるとされ、今後、CO2除去量の測定・報告・検証手法等の国際的なルールづくりが進められる見通しです。

GX経済移行債(脱炭素成長型経済構造移行債)

日本において脱炭素と経済成長を同時実現する「GX (グリーン・トランスフォーメーション)」の推進には、今後10年間で官民合わせて150兆円超の投資が必要とされています。こうした巨額の投資を進めるため、日本政府は「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 (GX推進法)」に基づき、20兆円規模の「GX経済移行債」(脱炭素成長型経済構造移行債)を発行します。2023年度以降の10年間、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内で発行し、政府が導入するカーボンプライシングによって得られる財源で2050年度までに償還します。GX経済移行債を活用した投資促進策は、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であって、産業競争力強化・経済成長および排出削減のいずれの実現にも貢献するもので優先順位が高く、国内の人的・物的投資拡大につながるもの等を対象として実行されます。

ぶなの森ニュース 2023年12月号

SOMPOアセットマネジメント株式会社

問合せ TEL 0120-69-5432 (リテール営業部)

ホームページアドレス: <https://www.sompo-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

◀基準価額の変動要因▶

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◀その他の留意点▶

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。
- ◆ ファンドは委託会社によるESG評価により投資候補銘柄群を絞り込んでいるため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、ファンドの基準価額と株式市場全体の変動が大きく異なる場合があります。

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入価額に**3.3%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.65%（税抜1.50%）**を乗じた額です。
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- ・ 監査費用
- ・ 売買委託手数料
- ・ 外国における資産の保管等に要する費用
- ・ 信託財産に関する租税 等

※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください



SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

SOMPOアセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
 加入協会/一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。